

## 土地利用基本計画に係る国への協議方法の変更等

H27.7.16 広島県

### 1 提案事項

土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議を意見聴取へ変更する。

### 2 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する（事務の流れは別紙のとおり）。

### 3 提案の背景及びこれまでの経緯

土地利用基本計画の策定・変更に係る関係団体との調整は、関係市町へは意見聴取で調整する一方で、国土交通大臣（以下、国という。）に対しては、本協議をすることになっている。第1次一括法（平成23年5月2日公布）において、「同意を要する協議」から同意を要しない「協議」に改正されたが、標準処理期間を踏まえると、最低2週間、実態的には約1か月を要していること、また、関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取とすることで、更なる事務処理の迅速化や、事務負担の軽減が可能と考えられる。

#### 【これまでの経緯】

平成21年 地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、義務付け・枠付けの見直しで、具体的に講ずべき措置の方針等が提言された。

・「協議，同意，許可・認可・承認」の見直し

①同意を要しない協議を許容，②意見聴取を許容

平成23年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第38条の規定により、国土利用計画法第9条第10項の規定が改正され、都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国の関与が「同意付協議」から「協議」へと改められた。

平成25年 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針策定。

平成26年 地方分権改革に関する提案において、今回と同一の提案を提出する。⇒対応不可

### 4 具体的な支障事例（制度改正の必要性）及び懸念の解消】

#### 【支障事例（制度改正の必要性）】

土地利用基本計画を策定・変更する場合、国土交通大臣と同意を要しない協議をすることになっているが、標準処理期間を踏まえると、最低2週間、実態的には、約1か月を要しており、また、準備期間等を含めると、現在作業開始から計画の告示まで7か月を要している。

（提案による変更により、本県では、5か月に短縮が可能と見込む）

また、これまでの協議では、指摘事項もなく、文書のやり取りのみの形式的なものとなっている。

#### 【懸念の解消】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く（都市計画や農業地域に係る大臣協議など）、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。

しかし、これまでの見直しにより、現行の制度は同意を要しない「協議」とされていることや、国土利用法第10条の趣旨を踏まえると土地利用基本計画と、関連する法律による規制は、整合することが関係機関、自治体に対して要請されていることから、市町村と同様に国からも意見聴取による調整を行うことで、必要な調整や連携を図ることができるものとする。

月	【 提 案 内 容 】	【 現 行 】	
9月			(参考) H25実績
10月	庁内関係課照会	庁内関係課照会	10月9日
11月			
	市町・土地利用調整会議幹事意見照会 (11月下旬)	市町・土地利用調整会議幹事意見照会 (11月下旬)	12月5日
	↓	↓	
12月	市町・土地利用調整会議幹事意見回答 (12月上旬) 国への意見聴取	市町・土地利用調整会議幹事意見回答 (12月上旬) 国への事前調整依頼 (12月上旬)	12月12日 12月13日
	↓	↓	
1月	国からの意見聴取の回答 (1月中旬)	国からの事前調整了の通知 (1月中旬)	1月21日
2月	国土利用計画審議会 (2月上旬)  県広報告示 (2月中旬)	国土利用計画審議会 (2月上旬)  国土交通大臣への変更協議 (2月中旬)	2月4日  2月20日
		↓	
3月		国土交通大臣協議了の通知 (3月下旬)	3月19日
4月		県広報告示 (4月上旬)	4月15日